



# 荒川区 同性パートナーシップ制度 ご利用の手引

## ～ 目 次 ～

1	制度を利用できる方	P 1
2	届出場所	P 1
3	届出の流れ	P 2
4	届出に必要なもの	P 3
5	受領証のイメージ	P 4
6	受領証の再交付	P 5
7	届出事項に変更があった場合	P 6
8	受領証の返還	P 7
9	Q & A	P 8

### 荒川区同性パートナーシップ制度とは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した同性のお二人から、同性パートナーシップに係る届出を区が受領することにより受領証を交付する制度です。

荒川区では、人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高め、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、「荒川区同性パートナーシップの届出に関する要綱」を制定し、令和4年4月25日から同性パートナーシップ制度を導入しました。

#### お問合せ先窓口・予約窓口

ホームページ

#### アクト21（荒川区立男女平等推進センター）

所在地：東京都荒川区東尾久5-9-3

電話：03-3809-2890 / FAX：03-3809-2891

受付時間：平日9時～17時（年末年始を除く）

メールアドレス：act21@city.arakawa.tokyo.jp



## 1 制度を利用できる方

荒川区同性パートナーシップ制度を利用できる方は、届出日において、以下の項目全てに該当している方となります。

- (1) 同性パートナーシップ( )の関係にあること。
- (2) 双方が成年に達していること。
- (3) 双方又は一方が荒川区内に住所を有していること。
- (4) 双方に配偶者がいないこと。
- (5) 双方において、当該届出に係る相手方以外の者と同性パートナーシップの関係にないこと。
- (6) 双方が直系血族又は三親等内の傍系血族(養子及び養方の傍系血族を除く。)若しくは直系姻族の関係でないこと。

- ・直系血族...祖父母、父母、子、孫 等
- ・三親等内の傍系血族...兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- ・直系姻族...子の配偶者、配偶者の父母・祖父母 等

### 同性パートナーシップとは？

互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した、戸籍上の性別又は自認する性別を同じくする二人の方の関係をいいます。

## 2 届出場所

以下の(1)(2)から選択します。どちらを選択する場合も、アクト21(目次下の予約窓口)に連絡し、事前に予約をしてください。手続きを行うための個室を用意いたします。

### (1) アクト21

所在地：東京都荒川区東尾久5-9-3  
(記念写真用のA判のバックボードがあります。)

#### バックボードイメージ



### (2) 荒川区総務企画部総務企画課(荒川区役所4階)

所在地：東京都荒川区荒川2-2-3  
(個室の場所により、フロアを移動していただく場合があります。)

### 3 届出の流れ

#### 要件・届出書類確認

対象者の要件と届出に必要な書類をご確認ください。

対象者の要件は1ページ参照

届出時の必要書類は3ページ参照

#### 届出日の事前予約

- ・届けていただく場所と日時の候補を複数決め、事前にアクト2 1（目次下の予約窓口）までご連絡ください。
- ・届出等における予約受付は、平日9時～17時となります。

#### 届出

事前予約した届出日時・届出場所に、必要書類をお持ちのうえ、お二人でお越しください。

##### 内容確認

届出時に本人確認を行い、パートナーシップ届出の対象となるか提出書類を確認します。

内容確認後、受領証を作成しますので、30分程度お待ちいただきます。

#### 受領証の交付

## 4 届出に必要なもの

届出をするには、本人確認と要件確認のため、以下の書類が必要です。

### 荒川区同性パートナーシップ届出書

目次のページに記載のお問合せ先窓口で配布しています。また、荒川区ホームページからもダウンロードできます。



### 世帯全員の住民票（本籍・続柄入、3か月以内に発行のもの 各1通 1）

1 お二人が同一世帯の場合は1通で可。

### 戸籍抄本（3か月以内に発行のもの 各1通） 2

2 外国籍の方は婚姻要件具備証明書等（翻訳した書類も添付してください）。

### 本人確認書類

官公署が発行した顔写真付きのものは1つ、それ以外のものは2つ提示してください。「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。いずれも有効期間内のものに限ります。

1つ提示（例）	2つ提示（例）
<ul style="list-style-type: none"><li>・個人番号カード（マイナンバーカード）</li><li>・運転免許証</li><li>・身体障害者手帳</li><li>・日本国発行の旅券（パスポート）</li><li>・在留カード又は特別永住証明書</li><li>・その他、官公署が発行した顔写真付きのもの</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険の被保険者証</li><li>・共済組合員証</li><li>・国民年金手帳</li><li>・法人が発行した学生証、社員証（顔写真付き）</li></ul>

### 通称を日常的に使用していることが分かるもの

（通称の使用を希望される方のみ）

学生証や社員証など、社会生活上日常的に通称を使用していることが客観的に明らかとなるものであれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば2点をお持ちください。

## 5 受領証のイメージ

受領証のイメージは、下記のとおりです。

### (1) 受領証 (A4判、お二人に1枚交付します)

(表・改ざん防止用紙)

(裏)

荒川区同性パートナーシップ届出受領証

【届出日】 年 月 日  
【受付番号】 第 号

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
年 月 日生 年 月 日生

住所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_  
見本

荒川区同性パートナーシップの届出に関する条例第4条第1項の規定により、上記両方から同性パートナーシップ届出書を受領したことを証します。

年 月 日

荒川区長

【通称の使用】  
表裏で通称を記載した場合、以下に戸籍上の氏名を記載します。

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

【受領証の提示を受けた皆様へ】  
荒川区では、人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高め、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、荒川区同性パートナーシップに関する条例を制定し、互いを人生的パートナーとし、法的に共同生活を営むことを届出された場合に、この受領証を交付しています。

受領証の提示を受けた皆様には上記の趣旨を御理解いただき、最終の選択にあたっては、公平かつ適切な対応をしていただくようお願いいたします。

また、受領証を提示したお二人の関係について、いかなる理由があろうと両本人の同意なく口外しないでください。

【受領証の交付を受けたお二人へ】

- この受領証は、条例の趣旨に沿って使用してください。
- 荒川区同性パートナーシップ届出書の記載事項に変更がある場合は、同性パートナーシップ届出書記載事項変更届その事項を証する書類を添えて提出してください。
- 次のいずれかに該当する場合は、同性パートナーシップ届出受領証返還届書に受領証及びカード受領証を添えて提出してください。
  - 同性パートナーシップを解消したとき。
  - 転出により両方が区内に住所を有しなくなったとき。
  - 受領証交付書の一部が死亡したとき。
  - その他条例に規定する事件を満了しなくなったとき。

### (2) カード受領証 (希望制、1人1枚交付します)

(表)

(裏)

荒川区同性パートナーシップ届出受領証

【届出日】 年 月 日 【受付番号】 第 号

本人 氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
年 月 日生 年 月 日生

本人住所 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_  
見本

荒川区同性パートナーシップの届出に関する条例第4条第1項の規定により、上記両方から同性パートナーシップ届出書を受領したことを証します。

年 月 日 荒川区長

戸籍上の氏名 (表裏で通称を記載した場合に使用)

本人 \_\_\_\_\_ パートナー \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

【受領証の提示を受けた皆様へ】  
荒川区では、人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高め、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、荒川区同性パートナーシップの届出に関する条例を制定し、互いを人生的パートナーとし、法的に共同生活を営むことを届出された場合に、この受領証を交付しています。

受領証の提示を受けた皆様には上記の趣旨を御理解いただき、最終の選択にあたっては、公平かつ適切な対応をしていただくようお願いいたします。

また、受領証を提示したお二人の関係について、いかなる理由があろうと両本人の同意なく口外しないでください。

## 6 受領証の再交付

受領証を紛失、毀損又は汚損などした場合は、受領証の再交付申請をすれば受領証が再交付できます。

### 【必要書類】

#### 荒川区同性パートナーシップ届出受領証再交付申請書

目次のページに記載のお問合せ先窓口で配布しています。また、荒川区ホームページからもダウンロードできます。



#### 交付済みの荒川区同性パートナーシップ届出受領証・カード受領証 (紛失以外の場合)

#### 本人確認書類 (3ページ参照)

### 【再交付手続の流れ】

#### 再交付申請日の事前予約

- ・ 届け出ていただく日時・場所の候補を複数決め、事前にアクト2 1 (目次下の予約窓口)までご連絡ください。
- ・ 届出等における予約受付は、平日 9 時～17 時となります。

#### 再交付申請

事前予約した申請日時・場所に、必要書類をお持ちのうえ、受領証に氏名の記載がある人(お一人でも可)がお越しく下さい。

#### 内容確認

申請時に本人確認を行い、再交付する受領証の種類等を確認します。

内容確認後、受領証を作成しますので、30分程度お待ちいただきます。

#### 受領証の再交付

## 7 届出事項に変更があった場合

住所変更、氏名変更、届出時に通称名の使用を希望しなかった方が新たに通称名の使用を希望するときなど、荒川区同性パートナーシップ届出書の記載事項に変更があった場合は、届出書記載事項変更届にその事実を証する書類を添えて区へ提出してください。

### 【必要書類】

#### 荒川区同性パートナーシップ届出記載事項変更届

目次のページに記載のお問合せ先窓口で配布しています。また、荒川区ホームページからもダウンロードできます。



#### 変更した事実等が分かる書類

(例) 住所変更 世帯全員の住民票(本籍・続柄入) 氏名変更 戸籍抄本  
(住民票、戸籍抄本は3か月以内に発行のもの)

#### 本人確認書類(3ページ参照)

#### 交付済みの荒川区同性パートナーシップ届出受領証・カード受領証

(受領証・カード受領証の内容に変更がある場合)

### 【記載事項変更手続の流れ】

#### 届出日の事前予約



- ・届けていただく日時・場所の候補を複数決め、事前にアクト21(目次下の予約窓口)までお電話ください。
- ・届出等における予約受付は、平日9時～17時となります。

#### 記載事項変更の届出

事前予約した申請日時・場所に、必要書類をお持ちのうえ、受領証に氏名の記載がある人(お一人でも可)がお越しください。

#### 内容確認

申請時に本人確認を行い、変更内容等を確認します。

受領証・カード受領証の記載内容に変更がある場合は、内容確認後、30分程度お待ちいただき、変更後のパートナーシップ届出受領証・カード受領証を発行します。



## 8 受領証の返還

次の場合は、荒川区同性パートナーシップ届出受領証返還届出書を提出してください。

- ( 1 ) 同性パートナーシップを解消したとき。
- ( 2 ) 転出により双方が区内に住所を有しなくなったとき。
- ( 3 ) 受領証の交付を受けた方の一方が死亡したとき。
- ( 4 ) その他、区が規定する要件を満たさなくなったとき。

返還届出日以後は、再交付申請等により同性パートナーシップ届出受領証を再発行することはできません。

返還の届出は受領証に氏名の記載がある人（お一人でも可）がお越しくください。

2人分のカード受領証が返還された場合又は死亡時を除き、来所されなかった方に対して後日「証明書等返還届のお知らせ」を郵送しますので、お一人のみでお越しになる場合、必ずパートナーの方の住所を確認しておいてください。

虚偽その他不正の手段により受領証の交付又は再交付を受けたことが判明した場合は、直ちに受領証の返還をしていただきます（不正には改ざん等も含まれます）。

### 【必要書類】

#### 荒川区同性パートナーシップ届出受領証返還届出書

目次のページに記載のお問合せ先窓口で配布しています。また、荒川区ホームページからもダウンロードできます。



#### 交付済みの荒川区同性パートナーシップ届出受領証・カード受領証

（上記（3）のときは提示のみで、返還は任意です）

#### 上記（3）の場合は、死亡したことが確認できる書類

#### 本人確認書類（3ページ参照）

### 【返還手続】

#### 返還届出日の事前予約



- ・届けていただく日時・場所の候補を複数決め、事前にアクト21（目次下の予約窓口）までお電話ください。
- ・届出等における予約受付は、平日9時～17時となります。

#### 返還の届出

事前予約した申請日時・場所に、必要書類をお持ちのうえ、受領証に氏名の記載がある人（お一人でも可）がお越しくください。

#### 内容確認

申請時に本人確認を行い、返還の内容等を確認します。

## 9 Q&A

Q1 同性パートナーシップ制度の利用には、費用はかかりますか。

A1 制度の利用や同性パートナーシップ届出受領証の交付に費用はかかりません。ただし、手続の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q2 同性パートナーシップの届出は、同性の2人しかできないのですか。

A2 荒川区の同性パートナーシップの届出は、戸籍上の性別が同じであるお二人のほか、戸籍上は異性であっても性自認が同じであるお二人も届出の対象としています。

Q3 プライバシーは守られますか。

A3 各種手続の際は必ず事前予約をしていただき、手続を行うための個室をご用意します。また、手続の際は本人確認を徹底します。区職員にはプライバシーについて守秘義務が課されていますので、ご安心ください。

Q4 郵送やオンラインで手続をすることはできますか。

A4 郵送やオンラインでの手続は行っておりません。各種手続の際は必ず事前予約をしてからお越しください。

Q5 事前予約なしで手続をすることはできますか。

A5 個室の確保など、手続を行うための環境を整えるため、各種手続の際は必ず事前予約をしてからお越しください。

Q6 他の人に代理で同性パートナーシップの届出をしてもらうことは可能ですか。

A6 代理人による届出はできません。ご本人であることの確認とお二人の意思を確認するため、必ずお二人でお越しください。

Q7 同性パートナーシップ届出受領証はすぐ交付してもらえますか。

A7 書類確認後、交付書類の準備等で30分ほどお時間をいただきますが、原則として届出日当日に荒川区同性パートナーシップ届出受領証の交付を行います。

Q8 双方とも荒川区外に転出するときはどうしたらよいですか。

A8 返還届を提出するとともに、発行済みの同性パートナーシップ届出受領証・カード受領証を返還する必要があります。詳しい手続方法は7ページをご覧ください。

い。

Q9 婚姻と同性パートナーシップ届出の違いは何ですか。

A9 婚姻は、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利、税の控除、親族の扶養義務など、様々な法的な権利・義務が生じます。一方、荒川区同性パートナーシップの届出は、行政の内部規定である要綱により実施するため、婚姻のような法的効力はありません。また、届出を行うことにより戸籍や住民票の記載事項が変わることもありません。

Q10 パートナーと法的な権利・義務の関係を定めておく方法はありませんか。

A10 お二人の間で法的な権利・義務の関係を定めておく方法として、公正証書により財産等の取扱いを定める方法や任意後見契約を締結するなどの方法があります。

Q11 同性パートナーシップ届出受領証は、どこかで利用できますか。

A11 同性パートナーシップ届出受領証は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した、同性パートナーシップ届出書を荒川区が受領したことを証する書類です。区の制度では、区民住宅・区営住宅の入居申込みや、小災害弔慰金の支給の際の資格確認の書類として利用できます。

詳細は、区ホームページをご覧ください。



荒川区同性パートナーシップ制度ご利用の手引

令和4年4月 作成

アクト21（荒川区立男女平等推進センター）